

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 10 月 8 日

郡上市長 日置 敏明

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

下栗巣地区

### 2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 10 月 8 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

#### 1 経営体数

法人 0 経営体

個人 0 経営体

集落営農（任意組織） 1 組織

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

### 6. 地域農業の将来性のあり方

- ・中山間地域等直接支払交付金等の施策を活用し、集落協定を結び地域づくりに取り組んでいる。
- ・地域農業の維持発展のため、今後新たに農事組合法人を設立し、地域の担い手を中心とした営農体制の構築をめざす。